論文審査の要旨

 博士の専攻分野の名称
 博士 (法学)

 学位授与の要件
 学位規則第4条第2項該当

氏名

#上 一洋

論 文 題 目

憲法上の平等原則と司法審査基準の適用をめぐる法的諸問題について

論文審查担当者

 主
 査
 教
 授
 西村
 裕三
 印

 審查委員
 教
 授
 横山
 信二
 印

 審查委員
 教
 授
 横藤田
 誠
 印

[論文審査の要旨]

本論文は全3部9章で構成され、憲法の平等原則の下で裁判所が法律等の合憲性を審査する際の基準や方法をめぐる諸問題を検討するものである。まず第1部では、日本国憲法14条の「法の下の平等」とは法律が個人を異なるように扱っていてもそれを正当化する合理的な理由があれば許されるという相対的平等を意味することを明らかにした上で、裁判所が採用する「合理性の基準」について、最近の平等に関わる違憲判決を中心に分析する。国籍法違憲判決以降の判例において、最高裁は、合理性の基準の適用上、立法目的の正当性ならびに右目的の達成手段の合理性のいずれについても立法事実の検証を慎重に行っており、その結果として、立法事実の変遷を理由とする違憲判決が下され、司法審査基準としての厳格度は高まっている。さらにアメリカの判例理論にいう「合理性の基準」は本来立法裁量を最大限に尊重するもっとも緩やかな審査基準であったが、Windsor 判決をはじめ近年の判例では、同基準の下で露骨な差別意図の認められる立法を違憲とする判例も現れてきていることが示された。

次に、第2部では、現代アメリカ社会における平等をめぐる最大の問題である affirmative action に関する判例を取り上げて、厳格審査基準の適用を通じて、隠れた道徳的に不正な立法動機を炙り出す司法審査の方法を検討する。具体的には、人種を考慮した affirmative action は本来、過去の人種差別の現存する弊害を是正するための措置として正当化されてきたが、これに対し、単に事実上の人種的バランスを維持することを目的とする affirmative action は人種という個人の能力や資質と無関係な属性に基づく法的区分を正当化しえないというのである。この立法目的が良性か否かを検討する厳格審査の手法は、Ely が示唆し、のでいるである。この立法目的が良性か否かを検討する厳格審査の手法は、Ely が示唆し、のでいるである。さらに、Kennedy裁判官は、affirmative action における人種的分類の利用を正当化するためには、① 人種的割当制ではなく、「意義ある数」の達成を目的にすること、②多様性の価値に資する他の様々な要素が人種と同じウェイトで考慮されていること、③ affirmative action の存続期間が定められていること、④ 人種中立的な代替手段では、人種的マイノリティの数が「意義ある数」に達しないこと等についての立証を政府の側に求める。このような立証を通じて、単なる人種的バランスの維持を図ることを企図する affirmative action を人種的偏見や固定観念

に基づく道徳的に容認しえない不正な動機に基づくものとして排除するのである。 最後に、第3部では、等しきものを等しく扱うべきとする平等原則は、価値中立的であり、 それ自体の実体的価値をもたない空虚な概念にすぎないとする Westen の問題提起をめぐる 法哲学的議論を検討している。 Karst は、アメリカ合衆国憲法の平等保護条項の中核には「平 等な市民的地位の原則」があり、さらにその中核には社会の構成員である「個人に対する等し い尊重」という実体的価値が存在すると説く。独自の権利論で著名な Dworkin は、「個人とし て尊重される権利」という抽象的権利は、「個人に対する等しい尊重」という原則から導き出 されると主張する。以上のような議論に加えて、芦部信喜をはじめ日本の憲法学者の議論を踏 まえて、日本国憲法 14条の平等原則の実体的価値とは、同 13条にいう個人の尊重の理念、つ まり、すべての個人が平等の尊厳を有し個人として尊重されることであると結論する。 以上、審査の結果、本論文の著者は博士(法学)の学位を授与される十分な資格があるもの と認められる。